

## 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する意見書

本県は陸域で21市町村に34施設の米軍基地が所在し、県民にとって過重な負担となってきた。また、空域・海域も同様で、米軍の訓練及び保安のため、空域20か所、水域29か所が設定され、米軍の管理下、さまざまな制限が設けられ、空も海も自由に使えない状況で、訓練に伴う事故が後を絶たず、漁業の安全操業が脅かされる事態が相次いでいる。

特に、久米島町域内の鳥島は、長年の米軍による実弾射爆撃訓練の結果、島の形状は原形を留めないほど破壊され、島が滅失しつつあり、領土保全の観点から好ましくない事態となっている。また、同島周辺海域では、ハリヤー機の墜落事故や劣化ウラン弾の使用、浮き魚礁（パヤオ）での操業中の漁船への米軍機による操業妨害、爆弾の誤投下等の事件・事故が多発し、漁業従事者や町民に大きな不安を与えている。

また、久米島射爆撃場はオー八島東方に位置し、久米島観光の名所となっている東洋一のリーフやはての浜、モズクの養殖場等があり、危険な状況にある。

よって、北谷町議会は、漁業従事者の安全かつ安定的な操業を図り、沿岸及び養殖漁場の好漁場を継続的に確保し、また、町民の安全かつ平穏な生活を守り、鳥島射爆撃場のこれ以上の破壊を防ぐため、下記の事項を速やかに実現される強く要請する。

### 記

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の設定・提供を直ちにやめ、不発弾の回収処理等原状回復を行った後、返還すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 農林水産大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長